

平成19年度 入札・契約の適正化に係る追加評価

独立行政法人日本スポーツ振興センター

評価項目	評価結果	備考
I 契約に係る規程類、体制の整備状況等に係る評価		
1	契約方式、契約事務手続、公表事項等契約に係る規程類の適正性についての評価	契約方式、契約事務手続、公表事項等が規定された契約に係る規程類が適切に整備されている。
2	契約の適正実施確保のための取組についての評価	内部審査体制が整備され、これを踏まえた監事監査が行われており、契約の適正実施確保の上で適切な体制となっていることは評価できる。
3	「随意契約見直し計画」の実施・進捗状況や目標達成に向けた具体的取組状況についての評価	「随意契約見直し計画」の達成に向け、一般競争入札の導入が進んだことは評価できる。今後も、調達に当たっては原則として一般競争入札等によることとし、企画競争や公募を行う場合においても競争性、透明性の確保を図ることを期待する。
II 個々の契約に係る評価		
	監事による個々の契約のチェックプロセスや第三者によるチェックプロセスを把握した上で行う、契約における競争性・透明性の確保の観点からの、特定の契約(※1)に対する監事等によるチェックプロセスについての評価	監事による個々の契約のチェックプロセスは適切であり、落札率の高い契約及び応札者が1者のみである契約についても当該プロセスに則って適切に行われていることは評価できる。
		関連公益法人との間で随意契約を締結した案件はない。

- ※1 契約事務の適正実施確保のためにとられている措置や体制（内部審査体制、外部審査体制、監事監査等）についての評価を記載（措置や体制がとられていない場合はその必要性について評価）
- ※2 関連公益法人との随意契約及び落札率が95%以上の契約（予定価格を公表していない場合は応札者が1者のみの契約）（500万円以上）を対象とする。500万円以上を対象としたときに該当する契約件数が多い場合は、契約金額上位30件程度が入る金額で下限を定める。